あり，その実現に向けての取組の着実な推進が重要である[50]。

○　高等学校教育，高等教育においては，この一人一人の可能性を最大化するという理念は，高等学校教育，大学入学者選抜，大学教育の三者の一体的な改革を目指した高大接続改革として，現在具体的な取組が進められており，その確実な実現が急務である。その際，特に大学教育においては，変化の激しい時代であればこそ，専門分野に閉じることなく幅広く奥の深い教養教育の展開に意を用いる必要がある。

○　さらに，人生100年時代においては，生涯の様々なステージに必要となる能力を着実に身に付け，発揮することが一層重要となることから，リカレント教育の充実を図ることが必要である。このように，幼児期から高齢期までの一貫した理念として，一人一人が，生涯にわたって必要な知識・技能を身に付け，他者と協働しながら，様々な社会的変化を乗り越え，自らの可能性を最大限に伸長することのできる教育を実現する必要がある。

（一人一人の「チャンス」を最大化するための教育環境の整備）

○　また，我が国における人口減少・高齢化の進行が見込まれる一方，いわゆる新興国をはじめとする他国の成長が進む中で，我が国が競争力を維持し，持続可能な社会を実現するためにも，一人一人が生涯にわたって活躍できる社会を実現することが不可欠である。

○　誰もが幾つになっても学び直し，新しいことにチャレンジでき，また，家庭の経済事情にかかわらず，それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう，一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化すべく環境を整備する必要がある。

[50] 新学習指導要領は，予測困難な時代に一人一人が未来の創り手となり，よりよい人生とよりよい社会を築いていくために求められる資質・能力を育むことを目指し，教育課程の改善を図っている。（平成29年文部科学省告示第62号，第63号及び第64号並びに平成30年文部科学省告示第68号）

Ⅳ．今後の教育政策に関する基本的な方針

○　本計画においては，前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と，教育政策を推進するための基盤に着目し，以下の五つの方針により取組を整理する。

1．夢と志を持ち，可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

2．社会の持続的な発展を牽引（けんいん）するための多様な力を育成する

3．生涯学び，活躍できる環境を整える

4．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

5．教育政策推進のための基盤を整備する

○　教育政策の展開に当たっては，スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や，子供・若者に関する政策，福祉政策，保健・医療政策，労働政策，租税政策など他分野の政策とも連携を図りつつ，国においては関係府省が，地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に，課題の複雑化，困難化等を踏まえ，政府や大学等，企業，NPOなど様々な主体が連携・協働する必要がある。

○　また，地方公共団体においては，国の計画を参酌しつつ，教育に関する計画の策定に努めることが求められており，国は地方公共団体と相互に連携を図り，優良事例の横展開等により効果的な施策を推進することが重要である。

○　さらに，教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに，教育政策の意義を広く国民に伝え，理解を得る上でも，施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに，客観的な根拠（エビデンス）を整備して課題を把握し，評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった，客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めていくことが必要である。

○　施策の評価に当たっては，施策の目的や性質に応じた評価を実施するとともに，短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ，取り組んでいくことが重要である。